

川口市告示第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により川口都市計画特別用途地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに川口市に意見書を提出することができる。

令和7年9月4日

川口市長 奥ノ木 信夫



1. 都市計画の種類

川口都市計画 特別用途地区

2. 都市計画を変更する土地の区域

【六間通り線沿道地区】

川口市本町2丁目及び3丁目の各一部並びに栄町1丁目及び2丁目の各一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

【六間通り線沿道地区】川口市役所 鳩ヶ谷庁舎5階 都市計画課（土日祝を除く）

4. 縦覧期間

令和7年9月4日から令和7年9月18日まで